

公益社団法人 日本矯正歯科学会 臨床医制度規則

第1章 総則

第1条 本制度は、公益社団法人日本矯正歯科学会（以下「学会」という）定款第4条の（6）に基づき、矯正歯科領域における術者の臨床技能を高い基準にしたがって評価し、所定の基準を満たした者を認定することにより、本邦における良質な医療の供給を図り、国民の健康と福祉に貢献することを目的とする。

第2条 学会は、前条の目的を達成するために、学会内に日本矯正歯科学会 臨床医委員会（以下「臨床医委員会」という）を設置し、日本矯正歯科学会臨床医（以下「臨床医」という）資格制度を設け、臨床医制度の実施に必要な事業を行う。

第2章 臨床医

第3条 臨床医委員会は、審査の上、本規則第1条その他本規則に定める水準に達している矯正歯科診療能力等を備え、臨床医として適格であると認めた者を、理事会の承認を経て、臨床医として認定する。

第4条 臨床医は、術者として矯正歯科領域における高度で安全な医療を遂行するとともに、矯正歯科医療に関する啓蒙に努め、わが国の矯正歯科医療の健全な普及と進歩に貢献する者とする。

第5条 臨床医は、さらに次の各号を満たす者とする。

- (1) 社会人としての良識、医療人として高度な医療倫理観を持つ。
- (2) 矯正歯科医の模範となり絶えず自己研鑽を積む。
- (3) 矯正歯科医療について国民に積極的に情報提供を行う。
- (4) 矯正歯科医療の発展のために奉仕する。

第3章 臨床医認定審査の申請

第6条 臨床医の資格を申請する者は、次の各号をすべて満たす者に限られる。

- (1) 歯科医師免許を有する者。
- (2) 原則として、一般社団法人日本歯科専門医機構（以下「機構」という）認定矯正歯科専門医（以下「専門医」という）を有する者。
- (3) 学会が認める認定医の資格を有する者。
- (4) 7年以上継続して学会の正会員である者。
- (5) 学会の認めた刊行物あるいは学会の認めた学術集会において、矯正歯科臨床に関連する報告を発表した者。
- (6) 学会倫理規程を遵守する者。

- (7) 厚生労働省「医療広告ガイドライン」および学会「医療広告ガイドライン」を遵守する者。

第7条 臨床医資格を申請する者は、別に定める申請料を添えて、所定の期限までに別に定める必要書類を学会に提出し、申請を行う。

第4章 臨床医の認定審査

第8条 学会は、前条の申請があった場合、臨床医委員会において審査及び合否判定を行い、理事会の承認を得て、臨床医認定の可否を決し、その結果を申請者に通知する。

2. 学会は、前条の申請者のうち、臨床医委員会の審査において臨床医資格認定の合格判定があり、かつ、理事会の承認があった申請者について、臨床医として認定する。
3. 臨床医委員会は、前条の申請に対し、症例審査等による審査を実施し、臨床的技能と学問的知識の評価を行う。
4. 臨床医委員会は、臨床医資格の審査のため、申請者ならびに申請者の勤務する医療施設もしくは医療施設の実地調査を行うことができる。
5. 学会は、臨床医として認定され、登録した者に臨床医資格証を交付する。

第5章 臨床医の更新認定審査

第9条 臨床医の資格は5年毎に更新しなければならない。

2. 臨床医資格の更新を申請する者は、別に定める更新申請料を添えて、所定の期限までに別に定める必要書類を学会に提出し、臨床医資格の更新申請を行う。

第10条 学会は、前条の申請があった場合、臨床医委員会において次条の更新要件履行状況等を審査し臨床医資格の更新について合否判定を行い、理事会の承認を得て、臨床医資格の更新の可否を決し、その結果を申請者に通知する。

2. 学会は、前条の申請者（以下「更新申請者」という。）のうち、臨床医委員会において次条の更新要件履行状況等を審査し臨床医資格の更新について合格判定があり、かつ、理事会の承認があった更新申請者について、臨床医資格の更新を認める。

第11条 臨床医資格更新には、臨床医資格取得後（過去に同資格を更新している場合は、直近の更新後）5年以内に、2症例を学会の認めた学術集会において報告し、臨床医委員会の審査に合格しなければならない。ただし、第3回目以降の更新においては、報告症例は1症例で足りることとする。

第12条 臨床医委員会は、臨床医資格更新審査のため、更新申請者ならびに更新申請者の勤務する医療施設もしくは医療施設の実地調査を行うことができる。

第13条 専門医の資格を取得した臨床医は、専門医の資格の取得又は更新をもって、当該取得時又は更新時に、臨床医の資格の更新も行ったものとみなす。

第14条 学会は、更新が認められた者に、臨床医資格(更新)証を交付する。

第6章 臨床医の資格・更新の取消し

第15条 学会は、臨床医が次の各号の1つに該当するとき、臨床医委員会並びに学会理事会の議を経て、その資格を取り消すことができる。

- (1) 申請料又は登録料を支払わなかったとき
 - (2) 申請時の提出書類等に虚偽があったとき
 - (3) 臨床医資格認定時に臨床医資格の申請要件又は認定要件を欠いていたとき
2. 前項により臨床医の資格が取り消された場合、臨床医の資格は、初めから認定されていなかったものとみなす。
3. 臨床医委員会が本条の調査のため資料等提出その他協力を求めた場合、臨床医はこれに応じなければならない。

第16条 学会は、臨床医が次の各号の1つに該当するとき、臨床医委員会並びに学会理事会の議を経て、その更新を取り消すことができる。

- (1) 更新申請料を支払わなかったとき
 - (2) 更新時の提出書類等に虚偽があったとき
 - (3) 臨床医資格更新時に臨床医資格の更新要件を欠いていたとき
2. 前項により臨床医の資格更新が取り消された場合、臨床医の資格は、前項の取消事由にかかる更新の初めから更新されていなかったものとみなす。
3. 臨床医委員会が本条の調査のため資料等提出その他協力を求めた場合、臨床医はこれに応じなければならない。

第7章 臨床医の資格喪失と回復

第17条 学会は、臨床医が次の各号の1つに該当するとき、臨床医委員会ならびに学会理事会の議を経て、その資格を喪失させることができる。

- (1) 本人が辞退を申し出たとき。
 - (2) 学会の正会員の資格を失ったとき。
 - (3) 認定医の資格を失った、又は取り消されたとき。
 - (4) 臨床医資格の更新を行わなかったとき。
 - (5) 学会倫理規程に抵触する行為をしたとき。
 - (6) 厚生労働省「医療広告ガイドライン」および学会「医療広告ガイドライン」に抵触する行為をしたとき。
 - (7) 臨床医として不適格と認められるとき。
2. 臨床医委員会が本条の調査のため資料等提出その他協力を求めた場合、臨床医はこれに応じなければならない。

第18条 前条により臨床医の資格を喪失した者は、その事由が解消したときは、その旨及び資格の回復を書面で臨床医委員会に申し出ることができる。

2. 学会は、前項の申し出があった場合、臨床医委員会において、資格喪失事由が解

消されたと認められ、かつ資格回復が相当である旨の決議があり、学会理事会の承認があった場合には、臨床医の資格を回復することができる。

第8章 臨床医委員会

第19条 臨床医の資格の適否を審査するために臨床医委員会（以下「委員会」という）を設ける。

第20条 委員会は、臨床医の資格審査、臨床医試験の実施、その他本制度の運営のために必要な業務を行う。

第21条 委員会は本規則第1条の目的達成に必要な諸事項について審議する。

第22条 委員会委員（以下「委員」という）は、本学会臨床医の資格を有する11名とし、日本矯正歯科学会専門医規則第6章に定める研修指導医である者を原則とし、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。

第23条 委員会に委員長および副委員長各1名をおく。

2. 委員長、副委員長は委員の互選により選出する。
3. 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
4. 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときその職務を代行する。

第24条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、3期を超えて連続して委員となることはできない。

2. 委員に欠員が生じ、任期途中で補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第25条 委員会は委員の3分の2以上の出席をもって成立し、審査又は議決について出席委員の過半数をもって決する。

2. 前項の規定にかかわらず、次に掲げる委員会の審査又は議決は、臨床医の資格を有する出席委員の3分の2以上をもって決する。

- (1) 臨床医資格の申請又は更新に対する合否の判定
- (2) 臨床医資格若しくは資格更新の取消し、臨床医資格の喪失又は回復
3. 第1項にかかわらず、本規則の変更・廃止に関する委員会の決議は、出席委員3分の2以上をもって決する。

第26条 申請受付および審査は原則として年1回、書類審査、試験、試問、その他の方法でこれを行う。

第27条 委員会は審査の実務のために審査委員を選任することができる。

2. 審査委員の任期は、本規則第24条に定める委員の任期を準用する。

第28条 委員会は、必要と認めたとき、委員以外の者の出席を求めることができる。

第9章 補則

第29条 委員会の決定に関し異議のある者は、理事長に申し出ることができる。

第30条 本規則の必要な事項は、別に定める。

第 31 条 本規則を変更し、又は廃止しようとするときは、委員会、理事会の決議を要する。

附 則

1. 本規則第 6 条(4)の学会会員期間は、日本矯正歯科学会における本規則施行以前のものについても適用する。
 2. 本規則は、平成 19 年 9 月 19 日に制定し同日から施行する。
 3. 本規則は、平成 22 年 3 月 2 日に改正し同日から施行する。
 4. 本規則は、内閣総理大臣による公益認定を受けた日から施行する。
 5. 本規則は、平成 28 年 11 月 8 日に改正し同日から施行する。
 6. 本規則は、令和元年 11 月 20 日に改正し同日から施行する。
 7. 本規則は、令和 7 年 2 月 27 日に改正し同日から施行する。
- ただし、本規則施行時点において専門医資格を有していない臨床医資格保有者に関しては、第 6 条(2)を充足していないことをもって臨床医資格を取り消すことはしないものとする。